

介護サービス事業所における「電子申請届出システム」の導入について

那覇市チャージがんじゅう課施設グループ

1. 「電子申請届出システム」の運用開始について

介護分野の文書に係る負担軽減の取組の一環として、厚生労働省が運用する「電子申請届出システム」を活用した申請・届出等の受付を令和6年9月1日より段階的に開始しています。

2. 介護事業所の文書負担軽減につながります

- ・オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ・複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ・一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます

3. 「電子申請届出システム」にて受付している申請・届出について

- (1) 変更届
- (2) 廃止・休止届

※(1)、(2)以外の申請・届出があった場合は受付できません。

※新規指定申請、指定更新申請、介護給付費算定届(加算届)、再開届は後日受付開始予定です。

4. ご利用の前に

本システムを利用するにあたって、「G BizID」の取得が必要となります。G BizIDを取得していない法人につきましては、以下のリンク先よりG BizIDアカウントを作成してください。

【注意】

- ・「G BizID」には、gBizIDプライム、gBizIDメンバー、gBizIDエントリーという3種類のアカウントがあります。
- ・「電子申請届出システム」を利用するには、まずgBizIDプライムの申請が必要です。
- ・従業員の方は、gBizIDプライムが作成するgBizIDメンバーのアカウントで電子申請届出システムが利用できます。

※取得には2週間ほど要しますのでお早目の手続きをおすすめいたします。

※「G BizID」はデジタル庁が所管するサービスのため、同サービスに関する照会等は「G BizID」ホームページに記載のお問い合わせ先をお願いします。(那覇市では回答できません。)

5. 「電子申請届出システム」について的那覇市ホームページ

【URL】 <https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigyousya/kaigohoken/>

